

横浜市中企業融資制度

「創業おうえん資金」（経営者保証不要特別）を創設します

横浜市では、創業意欲の阻害要因のひとつとされる経営者の個人保証（経営者保証）を不要とする、新しい融資制度「創業おうえん資金（経営者保証不要特別）」を創設し、令和5年4月3日から取扱いを開始します。

また、横浜市及び横浜市信用保証協会が、本融資を借り入れる際の信用保証料を最大で全額助成し、創業を資金面から後押しします。

1 「創業おうえん資金」（経営者保証不要特別）の内容

項目	【創設】 創業おうえん資金 (経営者保証不要特別) ^{※1}	【既存】 創業おうえん資金(創業) ^{※2}
主な融資対象者	創業者及び創業から5年未満の方	
法人(会社)	利用可	利用可
個人事業主	利用不可	利用可
融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	
据置期間	12か月以内 (プロパー融資との同時実行等の場合は 36か月以内)	12か月以内
融資限度額	3,500万円以内	
利率	1.9%以内又は1.5%以内(利率優遇者 ^{※3} の場合)	
信用保証料率 (通常)	0.45%	0.3%
	(横浜市信用保証協会 0.4%割引後、横浜市 1/4 助成)	
信用保証料率 (利率優遇者)	事業者負担ゼロ (横浜市信用保証協会 0.4%割引後、横浜市全額助成)	
連帯保証人	不要	個人事業主は不要 法人の場合、必要となる場合あり

※1 対象は国の保証制度「スタートアップ創出促進保証制度」に対応した方。

※2 既存の「創業おうえん資金(創業)」は令和5年4月以降も引き続き利用可能。

※3 対象は「認定特定創業支援等事業」の支援を受けた方等。

2 取扱開始日

令和5年4月3日（月）（横浜市信用保証協会 受付分）



3 申込先

取扱金融機関 26 行(次の URL をご参照ください。)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/yushiseido/yushi.html#toriatukai>

【参考】令和5年度横浜市中企業融資制度の概要

横浜市では、市内中小企業の皆様が事業資金を円滑に調達できるよう、「横浜市中企業融資制度」を実施しています。

令和5年度は、実質無利子融資等、過去の借入れからの借換需要、創業や脱炭素化、デジタル化等、新たな一歩を踏み出す事業者への資金需要に対応した融資メニューをご用意しています。

融資メニュー	内容
伴走型経営支援特別資金	実質無利子融資等の借換需要に対応します。また物価高騰などの社会経済情勢の変化により経営に影響を受ける中小企業の資金繰りを支援します。【令和5年1月創設・継続実施】
経済変動特別資金	経営環境の変化をきっかけに、新たな事業展開にチャレンジする方等の資金繰りを支援します。【新規】
SDGsよこはま資金	SDGsの達成に向けた脱炭素社会の実現に資する取組や、デジタル化、多様な人材の確保に取り組む中小企業を後押しします。【拡充】
振興資金	最長20年借入れできる「振興資金」の据置期間を6か月から12か月に延長し、設備投資の際に利用しやすくします。【拡充】
創業おうえん資金	創業おうえん資金（経営者保証不要特別）の創設、利率優遇者 ^{※2} の信用保証料を全額助成に拡充するなど、創業を後押しします。【新規・拡充】
創業おうえん資金（経営者保証不要特別） ^{※1}	
事業承継資金	信用保証料助成を1/10から1/4に拡充することで資金繰りを支援し、円滑な事業承継を一層後押しします。【拡充】
事業承継資金（経営者保証不要特別）	

※1 本記者発表の表面記載の新規資金メニュー

※2 対象は「認定特定創業支援等事業」の支援を受けた方等

お問合せ先		
(本資金の内容に関すること)	経済局金融課長	近藤 陽介 Tel 045-671-2586
(信用保証制度に関すること)	横浜市信用保証協会 企画情報課長	杉山 文彦 Tel 045-662-6622

※ 本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。

創業時の借入を希望される皆様へ

創業おうえん資金

経営者保証不要も
選択可能

創業時や創業間もない方が資金調達を行う際に、ご利用できる融資です。
この度、既存の「創業おうえん資金」に追加して信用保証料をお支払いいただくこと等で、**経営者個人の連帯保証を不要**にできるようになりました（会社に限る）。

利用条件

		NEW 創業おうえん資金 (経営者保証不要特別)	【既存】創業おうえん資金
主な融資対象者		これから創業する方、又は創業から5年未満の方	
	会社	○	○
	個人事業主	×	○
融資期間		運転資金 10年以内	設備資金 10年以内
据置期間		12か月以内 プロパー融資との同時実行等の場合は 36か月以内	12か月以内
融資限度額		3,500万円以内	
利率		1.9%以内又は1.5%以内（利率優遇者※2の場合）	
信用保証料率※1	通常の場合	0.45%	0.3%
	利率優遇者※2の場合	事業者負担ゼロ（全額助成）	
連帯保証人		不要	個人事業主は不要 会社の場合、必要となる場合あり

※1 信用保証料率は横浜市、横浜市信用保証協会の助成後の料率です。

※2 利率優遇者については裏面を参照

利率優遇者

- 1 特定創業支援等事業による支援を受けた方
- 2 (公財)横浜企業経営支援財団が実施する横浜ビジネスグランプリのファイナリストの方
- 3 横浜市スタートアップ成長支援拠点「YOXO BOX」における「YOXOアクセラレータープログラム」の支援を受けた方
- 4 「令和3年度創業期ビジネス支援事業『ヨコハマ起業家伴走支援プログラム』」の支援を受けた方
- 5 「The Springboard™ Program in Yokohama」の支援を受けた方
- 6 日本政策金融公庫の以下の資金を利用している方又は本資金と以下の資金で協調融資を受ける方
 - (1)資本性ローン【新事業型に限る】
 - (2)新型コロナ対策資本性劣後ローン【新事業型に限る】

《お問合せ先》

1 特定創業支援等事業について…	経済局新産業創造課	【TEL 045-671-3487】
2 横浜ビジネスグランプリについて…	(公財)横浜企業経営支援財団	【TEL 045-225-3714】
3 YOXOアクセラレータープログラムについて…	経済局新産業創造課	【TEL 045-671-3487】
4 「令和3年度創業期ビジネス支援事業『ヨコハマ起業家伴走支援プログラム』」について…	経済局新産業創造課	【TEL 045-671-3487】
5 The Springboard™ Program in Yokohamaについて…	経済局産業連携推進課	【TEL 045-671-4600】

融資実行までの流れ

1 お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談・お申込みください。 **申込**

2 金融機関は融資の審査後、横浜市信用保証協会に保証申込を行います。 **融資審査**

3 横浜市信用保証協会は保証の審査後、保証を決定します。 **保証審査**

4 金融機関は融資を実行します。 **融資実行**

創業に関するご相談…(公財)横浜企業経営支援財団 ワンストップ経営相談窓口【電話:045-225-3711】

まずは、お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。

<取扱金融機関>

- 【信用金庫】 横浜、かながわ、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷
- 【銀行】 みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、横浜、第四北越、きらぼし、群馬、山梨中央、北陸、スルガ、阿波、静岡、神奈川、東日本、大光、静岡中央
- 【政府系金融機関】 商工組合中央金庫